

令和3年1月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

### 3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
- 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第7号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 庶務係長 森川 幸代

## 7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、ただいまから令和3年1月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さん明けましておめでとうございます。今日は初会でございますけれども、非常に天候が悪い状況で足元の悪い中に参加をしていただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本来ならば、今日は新年の初会でございますので、一献よろしゅうございましたけれども、世の中がこういうふうで、コロナコロナで非常に厳しい状況になっております。1都3県につきましては明日より第2回の緊急事態宣言が発令ということで、2月7日まで予定がされておるようでございます。私たちも通常コロナに負けないような体力づくりをして、健康で一年を過ごしたいものでございます。</p> <p>農業関係につきましては、トヨタ自動車のほうがヤンマーとかいろんな企業とタイアップして、自分の知り得た技術で最新鋭の農業を凶るといような、農業支援に回ったというようなことも書いてありました。農業自体は非常に後継者不足で苦戦をいたしておりますが、ここにおられる皆様方と共に幾らかなりとも地域の皆さん方に貢献をできればと思っております。</p> <p>今日は農業委員会、初会でございますけれども、皆様方の御協力をいただきながらスムーズに進行させていただきたいと思っております。よろしくお申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日の出席委員は14名全て出席ということで、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年1月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。</p> <p>11番野口委員、12番江里口勇委員をお願いいたします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願い申し上げます。</p> <p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなっております。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は、小城町池上地区内にある田8筆、畑6筆の農地で、申請理由は譲受人への贈与となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	
議長	<p>ただいまの説明に対して質疑があればよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について事務局より議案の説明をお願い申し上げます。議案書は2ページを御覧ください。本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。申請番号1について説明をいたします。資料は25ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は、市道下久須1号線沿いの小城町下久須地区にある下久須橋西の農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備(一時転用)でございます。農地は造成せずに農地面積の約4分の1に太陽光発電設備を設置し、その下でシイタケを栽培するように計画をされています。</p> <p>なお、御承認いただいた際の許可の期間は、一時転用ですので、3年間となります。</p> <p>被害防除対策ですが、自然排水であるため周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 8 番	<p>この案件については8番深河委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。</p> <p>農地法第4条申請事前調査事項。 (申請者住所氏名、土地の所在地、地目、面積、転用目的を読み上げる。)</p> <p>調査事項。イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、農地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、現地で既にシイタケ栽培をされており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、自然排水であるため、周辺農地への影響は少ないと思われる。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。議案書は3ページを御覧ください。本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件でございます。</p>

申請番号1について説明をいたします。

資料は33ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、市道大門馬場線沿いの小城町二瀬川地区にあるいわまつ保育園西の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の使用はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断をしております。

以上でございます。

この案件については12番江里口委員が事前調査をしておりますので、結果報告をお願いいたします。

農地法第5条申請事前調査事項についての報告をいたします。

(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)

調査事項について報告いたします。

申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的は達成することが困難であり、やむを得ないと思われま。

転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できると思います。

計画面積の検討について、利用計画図などにより駐車場の面積も適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思われま。

被害防除施設・用排水の検討について、駐車場のために周辺の農地は東西南側は水路、宅地、市道でもあります。北側は農地であり、周辺の農地への影響はなく、排水は自然放流で周囲へ流されます。

その他の特記事項について、今までいわまつ保育園の先生方が市立岩松小学校の敷地内に車を止めていたため、学校側に迷惑をかけておられたため、これで解消されるようになると思われま。

以上であります。審議のほどをよろしくをお願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は46ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

議 長

12番

議 長

事務局

この案件の場所は、芦刈町町分地区にある国道203号南の農地で、転用目的は太陽光発電設備でございます。

被害防除対策ですが、自然排水であるため周辺農地への影響は少ないと考えております。

なお、農地には雑草等が繁茂しないように防草シート設置を計画されており、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水の使用はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については11番野口委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果報告をお願いします。

11番

農地法第5条申請事前調査事項。

貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。また、耕作放棄地の解消にもなると思います。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請どおり転用されることは確実であると思います。

被害防除施設・用排水の検討について、防草シートを設置されるので、雑草が茂ることを抑えることができ、周辺農地への影響は少ないと思われます。

その他の特記事項について、令和2年12月12日に説明を受け、確認しております。

令和3年1月7日、農業委員、野口浩美。

よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

7番

この〇〇〇〇さんは成年後見人として、〇〇さんの権利を行使するわけですが、相手方が成年後見人自身であるということなので、これは利益相反として家裁の許可は出ていますということなんでしょうか。

議長

ただいまの質疑に対して事務局の説明をお願いします。

事務局

今、利益相反ということで御質問をいただきました。

家裁からの確認は取っておりませんが、〇〇さんと同じく弁護士も成年後見人ということで家裁の告示がっております。その際に弁護士のほうにも、申請を代行された行政書士のほうにお話をして、弁護士も問題ないよということで御返事をいただいたということをお聞きしておりますので、先ほど池田委員がおっしゃったように、利益相反、その部分は、すみません、改めて申請者の方に確認をして、その後、問題ないという返事があった後にですね、御承認いただいた場合は県のほうに進達をしたいと思います。

なお、今回は使用貸借ということで転用を計画されておりますので、御承認いただければ、確認後に県のほうに進達をしたいというふうに考えております。

以上です。

7番

了解しました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は51ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、市道天満町東線沿いの牛津町天満町地区にある天満町公民館南の農地で、転用目的は建売分譲住宅9区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は下水道に接続し排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について。

譲渡人、譲受人は事務局の説明どおりでございます。

(土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路へ排水、生活雑排水は下水道へ接続されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

その他特記事項について、令和2年11月25日に説明を受け、確認しています。

令和3年1月7日、小城市農業委員、野方俊彦。

どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

事務局

議長

1番

議長

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は59ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は、市道高田線沿いの三日月町高田地区にある高田公民館東の農地で、転用目的は建売分譲住宅8区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地であり、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲受人、譲渡人、申請地、転用目的は事務局より説明のとおりであります。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周辺に土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路へ排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

ホ、その他特記事項について、令和2年12月6日に説明を受けて確認しています。

令和3年1月7日、小城市農業委員、高塚和行。

よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号69まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案書は4ページから12ページまでを御覧ください。          利用権設定について説明をいたします。          本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が33件、利用権の再設定が36件、合計で69件、総面積が24万448平米でございます。</p>
議 長	<p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。          (質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。          (挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号69までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。          申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。          議案書は13ページを御覧ください。          所有権移転について本日の審議件数は4件でございます。          申請番号1について説明をいたします。          (土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。          (質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。          (挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。          申請番号2について説明をいたします。          (土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号2につきましては、あっせん委員の3番下村委員に結果報告をお願いいたします。</p>
3 番	<p>令和元年8月5日に定例農業委員会においてあっせん委員に指名されました。耕作者及び近隣耕作者へ購入について尋ねましたが、購入の意思がありませんでした。          令和2年9月25日、所有者より再度農地の購入について近隣農業者へ相談してほしい旨の連絡があり、近隣農業者の意向を確認しました。          令和2年10月15日、近隣農業者〇〇氏が事務局へ購入の意思を伝えに来られました。          令和2年11月1日、〇〇氏へ購入の意思を確認し、購入の意思はあるが、売買</p>

金額について10アール当たり○○○万円では購入できないとの話がありました。その場所は暗渠排水もされてなく、水の取入口もなく、西側の田んぼの境界のブロックも壊れているため耕作条件が悪いということで、総額○○万円であれば購入してもよいとの返答を得ました。

令和2年11月10日、所有者へ金額の確認を行い、経費等を差し引いて○○万円をお願いしたいとの話がありました。

令和2年11月13日、○○氏と会い、所有者の意向を説明、承諾を得て、農地価格○○万円、農業公社手数料○万○○○○円を合わせ、合計○○万○○○○円で承諾をしていただきました。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

申請番号3につきましては、あっせん委員の11番野口委員に結果報告をお願いいたします。

あっせん経過報告。

9月8日に農業委員会であっせん委員に指名されました。

9月13日、土橋推進委員と所有者と会い、条件を確認して、現在小作しておられたA氏と、近隣地を耕作している認定農業者のB氏に会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の返事を待っておりました。

9月25日、A氏から金額の面で検討するとの連絡がありました。

9月26日にB氏から今回見送るとの返事があり、10月1日に別の認定農業者のC氏、D氏、E氏、F氏にあっせんを話しましたが、全員から購入の意向がないという返事をもらいました。

10月27日に、また再度小作者のA氏と話し合い、金額提示10アール当たり○○○万円での回答を受け、所有者に伝え、了解をもらいました。

売買についての日程等の詳細は事務局より連絡があるという旨を伝え、返事をもらいました。

成立価格が10アール当たり○○万円、総額で○○○万円で成立しました。

よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

議 長

事務局

議 長

11番

議 長

事務局	<p>申請番号4について説明をいたします。  (土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議長	<p>申請番号4につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>申請番号4について、あっせんの結果報告をいたします。  令和2年10月17日、私、西村だけ○○○様(譲渡人(以下A))宅訪問。挨拶してから売渡しの意思を確認。これにつきましては、過去7年、○○○氏(以下B)が小作をしているとのこと。  そして、令和2年10月21日、B様宅訪問。当物件の買い付けの意思を問う。買い付けの意思はある。ただし、申出3筆のうち上記記載の2筆のみでございます。価格としましては、B様の希望としては(地番①)が反当○○○万円、もう一筆の(地番②)を反当○○○万円で買い付けしたいということでございました。  令和2年10月29日、A様宅へ再度訪問。B氏の意向を伝え、その条件で売却について打診。了解され、承諾していただきました。  上記2物件については売り買いが成立した次第でございます。ただし、残りの1物件については引き続き買い付けの人を探すことを伝える。  令和2年10月24日、推進委員である本村様宅へ訪問、状況を報告。そして、残り1物件について買手を探していただくよう協力を仰いだ。  令和2年10月31日、B様の希望どおりA様も承諾されて、上記2件については売り買いが成立したことをB様に報告しました。  令和2年11月4日、B様来庁。購入につきましては御息の○○○さんであるということでございます。  売買取引金額、総額で○○○万○○○円でございます。  以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)  全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。  申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書は14ページを御覧ください。  本日の審議件数は売渡希望が3件でございます。  資料は66ページからとなります。  申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)</p>

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。 売渡希望の申請番号2について説明をいたします。 (土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。 売渡希望の申請番号3について説明をいたします。 (土地の所在地、地目、面積、申出人、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は15ページを御覧ください。 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明をいたします。 農地利用最適化推進委員が辞任したため、農業委員会等に関する法律第17条の規定により後任の推進委員を委嘱したいので、同意を求めるものでございます。</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第7号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は16ページを御覧ください。 第7号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱について説明をいたします。 資料は82ページからで、先ほど差し替えをお渡しいたしました資料を御覧くだ</p>

さい。

農地法第3条の規定に基づく農地の権利移動の取扱いについて、これまで数件、空き家に付随した農地の指定をしておりますが、取扱いに関する要綱等を定めていなかったため、小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱を制定するため、審議していただくものでございます。

現在のところ、資料88ページの空き家付随農地（空き家バンク登録）の下限（別段）面積の設定についてにより告示をしておりますが、もともとの資料のほうの92ページを御覧いただきたいと思うんですが、農地法施行規則第17条第1項第2号には、「農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし」というふうに規定されております。そのため、要綱第4条に適用条件を規定しておりますので、今回、御承認いただければ、告示の文言や面積の表示を資料90ページのように改めて告示を行いたいと考えております。

なお、会議が始まる前に差し替えということをお願いをしておりますが、修正した部分を申し上げたいと思います。

まず、84ページの第5条、指定の申請ということで、申請書を出してくださいということで、第2項の（1）土地の登記事項証明書の下（2）のところを、従前にお渡ししていた資料では「字図」というふうに記載をしておりましたが、正式に「不動産登記法第14条地図」ということで改めております。

同じく85ページの第8条、「農業委員会は、前2条の規定により、指定又は指定の解除を行ったとき」というふうに差し替えの分はしておりますが、従前は「指定及び指定の解除」ということで、「及び」を「又は」に訂正させていただきました。

同じく86ページです。申請書の下の方に添付書類ということで、先ほど字図の修正をしたというふうに説明させていただいたんですが、その文言に合わせて、不動産登記法第14条地図ということで訂正をさせていただいております。

最後に90ページなんですが、第4条の規定を記載しているものの（1）のところの「遊休農地又は遊休農地化が見込まれる農地」ということで、この又書きを私が平仮名で書いておりましたので、正式に漢字に訂正をさせていただいております。

同じように（2）の下から2行目の「所有権を移転又は賃借権等を設定」というところも漢字に訂正しております。

最後に、（4）の「所有権の移転又は賃借権等を設定する」ということで、これも同じように平仮名から漢字に訂正をさせていただきます。

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決をいたします。

第7号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いいたします。

（なし）

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

次回の日程等についてなんですが、たしか12月の農業委員会するとき、農地転用の現地調査日を1月22日金曜日というふうにお話をさせていただいていたと思

議 長

事務局

ます。25日から国の会計検査が入るということで事前の情報があったんですが、幸い小城市は調査対象から外れたということで、当初の予定どおり、今月の農地転用現地調査日については1月25日月曜日の午後1時30分から西館の2-6会議室。

2月の定例農業委員会の日時、場所ですが、2月5日金曜日の午後1時30分から、ここ西館の2階大会議室となります。

以上でございます。

そしたら、以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

議長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員